

## ○営農型太陽光発電施設の設置に係る添付書類について○

◎通常の農地法4条・5条許可申請の際の添付書類＋太陽光発電施設の設置に係る添付書類

※営農型太陽光発電施設の設置の際は、下部が農地であるため、「排水同意書」は原則必要ない

### ① 営農型発電設備の設計図(例:一時転用面積の算出図、下部農地の利用図、パネル・支柱・パワーコンディショナー・引き込み柱の位置特定図)

効率的な農作業の実施、農作業機械の利用できる空間が確保されているかを判断しますので、確認できる立面図を添付願います。位置特定図については、転用部分を明確にし(営農型発電施設は内面積となることに留意し)添付願います。

### ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書(様式例第1-1号)、収支計画書(様式例第1-2号)

遮光率、単収、作付計画など、概要を記載します。また、収支計画書を作成ください。

### ③ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み(様式例第2号)

#### ④ ③の根拠となる書類

#### 【熊本市において栽培されている農作物を栽培する場合】

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

- 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ(例えば、試験研究機関による調査結果等)
- 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書(様式例第3号) ※例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等
- 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績(当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。)

#### 【熊本市において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合】

(必須) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書(様式例第3号)  
※例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

- 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績
- 申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書(様式例第4号)

設置後の遮光率(照度・ルクス)について、土地利用計画図等に遮光率の計算式を記載願います。また、『遮光率が〇%以上(〇ルクス以上)であれば、この作物を営農できる』というものや根拠資料を提出願います。

### ⑤ 地域の平均的な単収に関する資料

対象作物の地域の平均的な単収の根拠をいただき、比較の資料とさせていただきます。(例:市場調査情報、栽培技術基準、飼料作物の農林水産統計など)

### ⑥ 撤去についての誓約書(様式例第5号)、撤去費用の見積書

一時転用となり、地域の平均的な単収の8割の収量を確保できない場合は、最終的に原状回復のため施設の撤去を指導することとなりますので、撤去について確約書を記載いただき、撤去費用についても見積書を提出願います。なお、上記より資金証明書については、撤去費用を含めることを留意願います。

### ⑦ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を提出することを誓約する旨を記載した書面(様式例第6号)

※自己託送の利用を目的とした許可申請においては、一般送配電事業者との調整状況等を  
確認できる書類を提出ください。

※一定規模以上の施設を設置する場合、景観法による届出が必要になります。詳しくは、都市デザイン課へお問い合わせください。

【問合せTEL】事務局:096-328-2781 西南分室:096-329-1179 富合城南分室:0964-28-3211 北区分室:096-272-6908